

就学援助制度(入学準備金)のお知らせ

利根町では、町内小中学校に就学するお子様のいる世帯で、経済的な理由により就学困難と認められる世帯に対し、給食費や学用品費など、学校教育に必要な費用の一部を援助しています。

令和5年4月に小学校に入学するお子さまのいるご家庭で、入学年度に支給される就学援助費のうち、入学に必要な新入学学用品費を「入学準備金」として前倒して支給いたします。入学準備金を希望される保護者の方は、お申し込みが必要です。

1. 就学援助の対象となる方(以下の全てに該当する方)

(1) 利根町に住所を有し、令和5年4月に利根町立小学校へ入学する児童の保護者

※私立学校及び特別支援学校に入学する場合は、対象となりません。

(2) 就学援助制度の準要保護の認定要件(裏面表)に該当する世帯の保護者

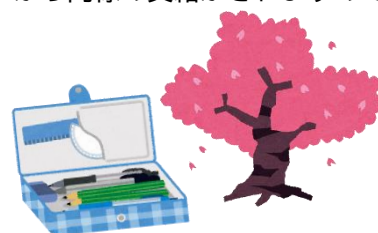
※生活保護を受けている世帯は、福祉事務所(生活保護費)から同様の支給がされますので手続きは不要です。

2. 援助対象費目

入学準備金 54,060円(新小学1年生)

・保護者の指定口座に振り込みとなります。

※ただし、学校への滞納がある場合(兄弟分含む)は、学校徴収金に充当します。



3. 申請方法

就学援助(入学準備金)を受けるには、「入学準備金就学援助認定申請書」に必要事項を記入し、期限までに役場学校教育課に提出してください。(郵送可)

申請書類をもとに所得等審査を行い、認定結果を2月初旬に通知します。(振込予定2月末)

※オンライン申請も可能です。(詳しくは、別紙「電子申請入力にあたって

【令和4年度利根町就学援助(入学準備金)申請】を確認してください。)

オンライン申請はこちらから→



提出書類

・『就学援助申請書』 ・『添付書類』(裏面参照)

・保護者の振込先口座が分かる『通帳の写し』

・申請者の身分確認書類の写し(運転免許証やマイナンバーカードなど)

※上記書類がそろっていない場合、申請を受付することができません

申請期限

令和5年1月20日(金)

郵送の場合は必着

提出先

〒300-1696 利根町布川841-1

利根町役場4階 学校教育課 学務係

午前8時半~午後5時15分まで(土日・祝日・年末年始を除く)

(裏面に続く)

4. 注意事項

- (1) 認定基準に該当しない場合は、認定されないこともありますのでご了承ください。
- (2) 小中学校に通っている兄弟が就学援助を受けている場合も、別途申請が必要です。(その場合、添付書類の提出の必要はありません。)
- (3) 審査のため世帯全体の所得を確認しますので、確定申告等が必要な方は、必ず申告を済ませてください。(所得のない方(被扶養者を除く)も所得がない旨の申告が必要となります。)
- (4) 前倒し支給を受けた場合は、入学後の就学援助の新入学用品費は支給されません。
- (5) 入学準備金の受給後に町外へ転出された場合は、重複支給とならないよう本町で入学準備金の支給を受けたことを転出先自治体へ通知します。また、転出先の自治体と協議の上、全額を教育委員会に返金していただく場合があります。
- (6) 入学準備金以外の就学援助(学用品費等)は、入学後に学校を通して案内を配布します(毎年申請が必要)ので、希望される方は申請してください。(入学後の就学援助は令和4年中の収入状況で審査を行いますので、今回判定を令和3年中の所得で行った場合、収入状況の変更等により認定結果が異なる場合があります。また、認定要件等が変更になる場合もあります。)

【準要保護の認定要件・添付書類】

令和3年1月1日～12月31日又は令和4年1月1日～12月31日までの所得のどちらかにより判定します。(現時点において役場で確認できるのは、令和3年中の所得のみです。)

令和4年中の所得による判定を希望する場合、令和4年1月1日～12月31日までの所得のわかるもの(源泉徴収票や12か月分の給与明細書、賞与明細書等)を添付してください。(書類の添付がない場合、令和3年中の所得で判定します)

	準要保護の認定要件	添付書類
ア	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けている	なし
イ	町民税が非課税である(世帯全員)	なし ※令和4年1月2日以降利根町に転入した方は1月1日時点居住地で発行された令和4年度非課税証明書
ウ	町民税の減免の扱いを受けている(世帯全員)	減免通知書の写し
エ	個人事業税の減免を受けている	減免されていることが分かる書類の写し
オ	固定資産税の減免を受けている(新築の場合は除く)	
カ	国民年金の保険料の減免を受けている(世帯全員)	
キ	国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている	
ク	児童扶養手当の支給を受けている	支給されていることが分かる書類の写し
ケ	生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けている	生活福祉資金貸付決定の分かる書類の写し
コ	前年度または前々年度の世帯の所得額が、生活保護法第8条の規定に準じて、別に定める算式により算定した額の1.2倍以下の者	なし ※令和4年1月2日以降利根町に転入した方は1月1日時点居住地で発行された令和4年度課税(非課税)証明書 ※賃貸住宅に居住している場合は、家賃の金額が確認できる書類の写し

※就学ランドセルが支給決定となっている場合、上記添付書類の提出の必要はありません。申請書のみ提出してください。

お問い合わせ先
〒300-1696 茨城県北相馬郡利根町大字布川 841-1
利根町教育委員会 学校教育課 学務係
電話 0297-68-2211 (内線 403)